

令和5年度 山形県強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)実施要領

1 目 的

行動障がいを有する者のうち、いわゆる「強度行動障がい」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところです。一方、障がい特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障がい低減し、安定した日常生活を送ることができると知られています。

このため、強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の養成を図ることを目的とします。

※ 平成27年度から行動援護従事者養成研修カリキュラムが強度行動障害支援者養成研修(基礎研修+実践研修)カリキュラムと同内容になったことにより、平成27年度より、行動援護従事者養成研修を強度行動障がい支援者養成研修に統合して実施しています。行動援護従事者養成研修を修了する必要がある方は基礎研修と本研修(実践研修)を修了する必要があります。

2 主 催 山形県

3 主 管 社会福祉法人 愛泉会

4 受講対象者

(1) 基礎研修を修了し(今年度基礎研修受講決定者も含む)、山形県内の指定障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある障がい児・障がい者を支援対象にした業務に従事している者または障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者

※ 基礎研修修了を条件としておりますので、基礎研修未修了となった場合、実践研修の受講はできません。

(2) 基礎研修を修了し(今年度基礎研修受講決定者を含む)、行動援護に係るサービスにおいて、以下に該当する方(資格要件については別添参照)

- ① サービス提供責任者及びサービスを提供する者の資格要件を満たさない者
- ② 現在サービス提供責任者及びサービスを提供する者として従事している者又は今後従事する予定の者

5 研修日程及び会場

講義は会場に集合せずに「講義映像視聴」及び「事前課題提出」の方法で実施します。

詳細は受講決定時にお知らせします。

講義(「講義映像視聴」及び「事前課題提出」)+演習(1日)の計2日間の研修となります。

講義	【Web配信期間】 令和5年10月4日(水) ～11月1日(水)	「講義映像視聴」及び 「事前課題提出」	長時間のWeb配信となりますので、Wi-FiもしくはLANケーブル接続環境での視聴を推奨します。
演習	①令和5年11月1日(水) ②令和5年11月2日(木)	受講推薦書に <u>受講可能な日程を第2希望まで</u> 記入することができます。	【会場】 山形県庁 講堂 (住所:山形市松波二丁目8-1) ※ 詳細は受講決定時にお知らせします。

※ 申し込み状況によっては、必ずしも希望する日程になるとは限りません。(会場の定員を超える希望があった場合やグループ演習の実施に必要な人数が集まらない場合は、調整する場合があります。)

※ 会場や日程が変更になる場合があります。その際はあらためてお知らせします。

6 研修カリキュラム

詳細は受講決定後にお知らせします。

7 受講定員及び選定基準

100名程度とし、定員を超える申込があった場合は、次の点を考慮して選定します。

- ① 山形県内の事業所で従事されている方。
- ② 行動援護に係るサービスに従事している方、または本研修の修了が加算要件になっている事業所・施設に従事している方。

《行動援護に係るサービス、本研修が加算要件の対象となるサービス》

- ・ 行動援護
- ・ 施設入所支援
- ・ 共同生活援助
- ・ 障害児入所施設
- ・ 生活介護
- ・ 相談支援
- ・ 宿泊型自立訓練

- ① 同一事業所から複数名申込がある場合は、優先順位の高い方。

8 受講申込

(1) 申込方法

受講を希望する者の所属長は、以下の必要書類を**社会福祉法人愛泉会**あて提出してください。

申込締切：令和5年8月25日（金）【郵便の場合、当日消印有効】

(必要書類等)

- ① 令和5年度山形県強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）**受講者推薦書**（別紙2）
- ② 他県、法人その他団体で基礎研修を修了した方のみ、修了証書の写し
※ 山形県主催の基礎研修で修了した方は不要です。
- ③ **返信用封筒**（受講希望者1人につき封筒1枚御準備ください。）
長形3号封筒（A4用紙が三つ折りに入るサイズ。これより小さいサイズは不可。）を使用し、**94円切手**を貼付のうえ、宛先（住所・所属事業所・受講者氏名）を記入してください。
※ 事業所ごとの一括送付希望は受け付けません。必ず、受講希望者1人につき封筒1枚御準備ください。

※ 「受講者推薦書」は受講決定を行う際の重要な情報となりますので、記載漏れのないよう、必ず記入してください。また記載内容に虚偽が認められた場合は受講決定を取り消す場合もあります。

※ 車椅子・手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、受講者推薦書（別紙2）の備考欄に御記入ください。

※ 申込受付確認メールを受講者推薦書に御記入いただいた申込担当者メールアドレス宛に9月6日（水）までに順次、社会福祉法人愛泉会からお送りいたしますので御確認ください。

※ 受講決定後の受講者の変更、追加は受け付けません。特に同一事業所内で複数名申込み場合は、各申込者の受講優先順位の付与について御留意願います。

※ 締切を過ぎたお申込みは、いかなる事情があっても受付しませんので、御注意ください。

※ 書類様式を変更した申し込みは無効となりますので御注意ください。

(2) 受講の可否の決定は、令和5年9月下旬に発送する予定です。

(3) 受講の決定を受けた方は、必ず全課程受講くださるようお願いいたします。遅刻及び早退した場合は修了と認められませんので御注意ください。

9 修了証書

全科目（講義・演習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 定められた期日に事前課題の提出がない場合
- ◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合（研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用を含む）
- ◇ 講義映像を視聴していない場合
- ◇ 他の受講者と内容が酷似した課題を提出した場合、または課題に空欄が多い等不備がある場合には再提出を求める場合もあります。

10 その他

- (1) 研修の受講料として1名につき5,000円を申し受けます。（納付方法は受講決定時に連絡します。）
なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 旅費、講義映像視聴等の研修にかかる費用は、各所属において負担してください。
- (3) 受講者に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、履修状況管理、研修終了後の修了証書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
- (4) 講義の視聴に際しては、事業所もしくは個人所有のコンピュータ、タブレット等の動画の閲覧可能な機器の使用を推奨します。
- (5) 新型コロナウイルス感染症による重症化リスクが高い方への感染防止のため、マスク着用の御協力をお願いします。
- (6) 研修実施中は適宜会場内の換気を行いますので、各自上着等で温度調整をお願いします。なお、今後の国の動向等により対応等に変更がある際には、受講決定時にお知らせします。
- (7) なお、研修の開催に際し変更があった場合には、山形県ホームページ（下記URL）に掲載しますので、適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25koudouengokensyu.html>

- (8) 研修に関する問合せ、申込みは下記をお願いします。

《受講申込先 受講申込に関する問い合わせ》

〒990-0033 山形市諏訪町一丁目2-7
社会福祉法人愛泉会 研修担当
TEL 023-664-2117 FAX 023-664-2118

《研修制度（資格要件等）に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫
TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111